

2-1.敷地内広場の現状の課題および今後の使い方の検討

(1) 現状の課題

市民広場から本庁舎敷地内広場への賑わいの連続性が欠如しているため、新本庁舎敷地内広場の整備に当たって、まちの賑わいに資する空間を設けることが必要です。

(2) 今後の検討

- ・まちの賑わいに資する場とするために本庁舎敷地内広場の適切な配置・機能を検討
- ・歩車分離の配置計画を前提とし、賑わいの連続性に影響しないよう駐車場の配置を検討
- ・市民広場と本庁舎敷地内広場の一体的な活用が将来的にできるよう、市道表小路線も含めた一体利用の実現可能性を検討



イベント開催時の市民広場・本庁舎敷地内広場
(市民広場にはイベント用テントが設けられているが、本庁舎敷地内広場は駐車場やバックヤードとして活用)

(3) 今後の使い方のイメージ

市民が日常利用できる広場 イベントが開催できる場所 防災広場としての機能

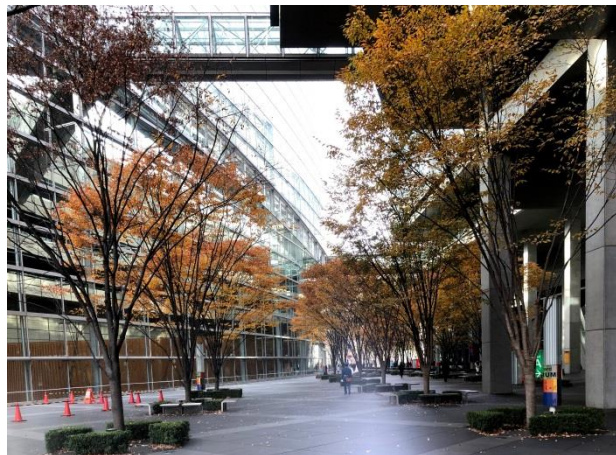


市民が日常利用するオガール広場 (岩手県紫波町)



イベントを開催できる、アオーレ長岡のナカドマ
(新潟県長岡市)

出典：長岡市ホームページ
<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate05/ao-re/bcs.html>



ホール棟とガラス棟の間に通り抜け可能なオープンスペースを活用した東京国際フォーラム「地上広場」(東京都千代田区)



旧北海道庁前の通りを広場化した札幌市北3条広場「アカブラ」(北海道札幌市)

2-2.駐車場・駐輪場の台数検討及び有料化検討

(1) 現状の駐車場・駐輪場区画数

■現状の駐車区画数 (平成30年5月時点)

単位：台

庁舎	一般車駐車場		公用車区画	荷捌き 連絡者用区画	合計区画
	一般用	身障者			
現本庁舎	140	2	75	17	234
北庁舎・二日町P	0	1	97	2	100
二日町分庁舎	0	0	1	0	1
国分町庁舎	0	1	7	0	8
錦町庁舎	3	1	5	0	9
上杉分庁舎	0	1	10	1	12
二日町仮庁舎	0	1	0	0	1
合計	143	7	195	20	365

■現状の駐輪場区画数 (平成30年5月時点)

単位：台

庁舎	来庁者用	職員用その他	合計
現本庁舎	220	264	484
北庁舎・二日町P	-	300	300
上杉分庁舎(※)	58	-	58
合計	278	564	842

※ 上記以外の分庁舎については、それぞれに十数区画の駐輪スペースがあるが、来庁者用と職員用その他との兼用となっている。

(2) 現状の課題

現本庁舎において、来庁車の敷地内駐車場への入庫待ちによる渋滞が発生する場合があります。十分な駐車場区画数を確保する必要があります。

また、現本庁舎の駐車場は無料であるため(二日町駐車場は有料)、公共交通機関利用者との公平性の確保から有料化の検討を行う必要があります。

(3) 駐車場・駐輪場の整備方針

■駐車場

現状の台数を基準とし、勾当台地区における需要を調査の上、有料化等を検討し、必要な駐車場区画数を精査します。

■駐輪場

駐輪場についても、現状の台数を最低限整備するが、他の庁舎を集約することを踏まえ、職員数・来庁者数の増加を考慮しながら必要な駐輪場区画数を精査します。

2-3.整形空地の確保の必要性

以下に示すような理由により敷地内に一定の大きさのまとまった空地を確保する必要があります。

(1) 将来の建替用地の確保

現在検討中の新庁舎が耐用限界を迎えた際、現地で建て替えも選択することができるようにする必要があります。

(2) 災害対応のための場所の確保

災害時の応援車両置き場等、災害対策本部の専用利用によって円滑な災害対応を実現する必要があります。

仮に建物形状等によって、敷地いっぱいに建物を建てる場合、将来の建て替え時に現地に建替え用地を確保できるよう、簡易に取り壊しのできる低層の建物を配置する等の配慮が必要です。



↑ 将来の建て替えスペースを平置駐車場として整備した仙台市立病院の例

2-4.新本庁舎敷地内緑化の必要性

本庁舎敷地については、仙台市みどりの基本計画において、仙台都心部緑化重点地区に指定されているため、この地区の緑化計画の方針に沿った整備を行い、勾当台公園や定禅寺通とのみどりの連続性に配慮する等周辺環境との一体的な緑化を実現することにより、みどりのネットワークの形成に貢献する必要があります。

今後、敷地内緑化の詳細を検討することとなりますが、その際に以下の点について留意します。

(1) 緑化の基本方針

新本庁舎の緑化については以下の点を踏まえた上で、緑化の基本方針を検討します。

① 杜の都の環境をつくる条例及び規則に基づく緑化

- ・ 道路に接する部分の緑化に努めること
- ・ 地表面について優先して緑化すること
- ・ 樹木による緑化を基本とすること

② 仙台都心部緑化重点地区の方針に沿った緑化

杜の都・仙台の中心となるエリアであるため、みどりによる風格のある都市景観を形成します。そのため、みどりのネットワークとしての連続性に配慮し、安らぎや潤い、景観等の都市の快適性の向上に効果的な緑化を行います。

③ 杜の都にふさわしい緑化

杜の都にふさわしい庁舎として、ランドマーク性や地域性、歴史性を考慮し、生物多様性に配慮した緑化を図ります。緑化にあたっては、先端技術を活用した屋上緑化・壁面緑化の導入やデザイン性の高い緑化空間の創出を検討します。

(2) 緑化率の目標

杜の都の環境をつくる条例施行規則では、商業地域の公共施設について敷地面積の10%の緑化が義務付けられております。しかしながら、現本庁舎の緑化率が18.7%であることや、みどりの基本計画に掲げる市街地の緑被率目標(約30%)の実現に貢献すること、杜の都・仙台にふさわしい公共施設として他の模範となるよう、緑化率20%程度の実現を目標といたします。

2-5.外部空間の動線計画検討に当たっての留意点

新本庁舎・周辺への利便性を向上させ、まちの賑わいに資するような整備を行うため、以下の点に留意し、今後検討を行います。

(1) 通過交通への配慮

■ 周辺への通り抜け動線確保

市民広場だけでなく、市役所周辺への人の通り抜けを阻害することのないような動線を検討する必要があります。

■ 東二番丁通りのバス停への配慮

東二番丁通り沿いには高速バスを含むバスの停留所が設置されているため、バスの乗降客が快適に過ごすことができるようバス待合室等の設置を検討する必要があります。

(2) アクセシビリティ

■ 地下鉄勾当台公園駅地下階との連結の検討

障害者・高齢者等を含め、市民が新本庁舎に来庁しやすくなるよう、地下鉄勾当台公園駅地下階と新本庁舎との連結を検討する必要があります。

■ 一番町商店街からの歩行者動線の検討

一番町商店街から定禅寺通り・市民広場にかけてのまちの賑わいに資するようことができるように歩行者動線を検討する必要があります。

(3) 庁舎間連絡通路の取扱い

現在、現本庁舎・北庁舎・青葉区役所の地下に庁舎間連絡通路が設置されており、新本庁舎の整備に当たって、庁舎間連絡通路の活用を検討する必要があります。

(4) 歩車分離の動線計画の必要性

■ 大型バスの乗り入れ検討

周辺へのまちの賑わいに資するかつ、東北の玄関口として、観光バス等の大型バスの乗り入れスペース等の設置を検討する必要があります。

■ 車寄せの配置検討

周辺の人々の流れ、まちの賑わいを阻害することのないよう、歩車分離に配慮しつつ、新本庁舎に設置する車寄せの配置を検討する必要があります。



↑ 外部空間の動線計画検討に当たっての留意点 (西側配置の例)